

## 新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録（第20回）

### 日時

令和2年5月26日（火） 16時00分～16時45分

### 場所

全員協議会室

### 報告案件

- ・草津市における新型コロナウイルス感染症患者の判明状況について
- ・政府の基本的対処方針発表について（5月25日）
- ・滋賀県知事メッセージ（5月25日）
- ・公共施設の貸付の利用再開について（幹部会決定事項）

### 協議案件

- ・6月以降の本市における市施設の一部開館と今後の取り扱いについて

### 出席者

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長（欠席）

本部長 総合政策部長、危機管理監、草津未来研究所・経営戦略担当理事  
総務部長、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、  
子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、  
上下水道部総括副部長、  
議会事務局長、教育委員会教育部長、教育委員会教育部理事  
西消防署長、南消防署長

### 協議内容

#### 【市長】

それでは、議事に移ります。

### 議事

#### ○報告事項

「草津市における新型コロナウイルス感染症患者の判明状況について」

#### 【危機管理監】

草津市内の累計陽性患者は、32名でいずれも退院済みである。滋賀県において累

計陽性患者は、100名で、現在9名の方が入院している。宿泊の方が1名で、退院された方は89名である。死亡者の方は1名である。

病床数は259床である。

県において示されている滋賀県プランにおいては、「警戒ステージ」であるとされている。大阪府、京都府、兵庫県は、緊急事態宣言が解除されている。新規の感染経路が不明の患者については、直近7日間は0名である。入院患者受け入れ病床稼働率は5.8%、人工呼吸器の稼働率は2%ということである。

#### 【市長】

付け加えると、

5月23日に100人目の患者が発生した。この方は、近江八幡市の方で医療関係者である。

「政府の基本的対処方針発表について（5月25日）」

#### 【危機管理監】

資料の説明。

#### 【市長】

ポイントになるのは、3週間ごとに段階を踏んでいくということと、コンサート、展示会、プロスポーツなどは移行期間が過ぎた8月1日以降も収容率は50%であると示されている。

お祭り・野外フェスについては、全国的・広域的なものについては7月末までは自粛である。8月以降はまた判断が示されると思うが、少なくとも十分な間隔は開けておく必要がある。

地域の行事については、6月18日までは基準があるので、承知しておくように。

県をまたぐ外出の自粛については、5月末までと示されており、首都圏、北海道については、6月18日までは慎重にとあるが、19日以降は全面解除とある。

また、接待を伴う飲食業、ライブハウスなどについては、6月18日までは知事の判断にもよるが、厳しい対応が必要である状況である。

このような状況を踏まえて、貸館業務については、収容率や人員を制限して、利用してもらうという基準が必要である。

「滋賀県知事メッセージ（5月25日）」

#### 【危機管理監】

資料の説明。

県をまたぐ外出の自粛要請は5月末までとしている。6月1日以降については、

29日には決定するという内容である。

**【市長】**

県をまたぐ外出の自粛要請について、29日に決定とあるが、これは、関西広域連合の府県知事会議が28日に開催され、その場も踏まえて決定がされることである。周辺の状況からみて、移動の自粛要請は解除されると予想される。

「公共施設の貸付の利用再開について（幹部会決定事項）」

**【市長】**

前回の本部会議で、市施設の6月1日からの再開について、決定をしているが、利用の受付が始まるので、現場の準備が必要なので、投げかけをするように指示をしたところであるが、市民交流プラザの指定管理者の方から、受付の仕方について、申し出があり、急を要したので、緊急的に決定した。

**【環境経済部長】**

市民交流プラザの指定管理者の方から、4月16日以降受付を停止していることもあり、もともと予約が多いので、再開後に窓口に利用者が殺到する可能性がある。5月27日から6月4日までインターネットや電話による受付期間を設けて、その後抽選をし、利用者を決定するという方法を取りたいとの申し出があった。それ以外の期間のものについては、これまでと同様に窓口での受付としたい。

○協議事項

「6月以降の本市における市施設の開館と今後の取り扱いについて」

**【市長】**

ロクハ荘となごみの郷については、高齢者施設ということもあり、6月15日まで休館を延長すると決定したところであるが、その他の施設、公園や駐車場などについては、6月1日から再開するということなので、準備をするように。現場の声として、指定管理者等から、これらの決定についての意見などがあれば

申し出てほしい。

**【教育委員会教育部長】**

社会体育施設について、収容人員の取り扱いについては、指定管理者の意見を聞いた中では、体育館、グラウンド、多目的広場など、施設規模が大きい施設は、人数の上限を設けずに、感染防止対策を徹底することで対応したい。観客席は前後左右に空席を設けることで、50%を確保したい。会議室についても収容人員の50%で対応をしたい。

接触スポーツについて、競技種目で一律で分けるのではなく、活動内容につい

で距離を保つなどの、行動制限を要請した中、感染防止の対策を取ることで対応をしたい。

県外利用は特に制限しない。共用部分の消毒を徹底する。ボール・ラケットなどの備品の貸し出しはしない。

トレーニングルームやシャワー室の利用はさせない。更衣してもらう場所は提供するが、ロッカーは使用させない。

文化ホールについては、周りの席を空けた状態で、2mの間隔を取ると収容人員30%での利用になる。会議室は、50%の収容率とする。

利用する際は、大声での発声などは控えてもらう。

**【市長】**

県外利用はOKにしようと思う。

また、国の基準に合わせるということで、利用人員の上限は当面100名に変更する。

**【環境経済部長】**

「カラオケ、合唱、合奏などのサークルごとの利用禁止」については、サークルの種類で分類するのではなく、利用の実態で判断をしたい。

調理室については、対面や大皿での飲食物の提供にならないように利用制限をしていきたい。

そういうこともあり、「カラオケ、合唱、合奏などのサークルごとの利用禁止」「ジム、行為ロッカー、シャワー室、カラオケスペースの使用制限」については、必須ではない形でいきたい。

**【市長】**

それでよい。

調理室のある施設は同じ対応をとるように。

**【建設部長】**

「使用後の使用箇所のふき取り」について、屋外の公園の遊具について物理的に対応が難しい。利用者にて手洗いの啓発するのが現実的である。屋外と屋内で対応を分けるしかないとの指定管理者からの意見があった。国のガイドラインに応じて、運用上で本市のガイドラインを変えていくものということか。

**【市長】**

それでよい。たちまち変更するのは、「県外利用の制限」と「上限人数50人」である。国の基準に合わせる形で変更するので、修正をするように。修正後の形で徹底をするように。

感染防止対策について、現場で守られるようにしっかりと指導をするように。そのうえで、6月1日から市施設の開館をすることにする。

**【危機管理監】**

内容について、議員各位に情報提供をするのと、HPに情報提供をする。  
資料説明。

**【建設部長】**

彦根市の水泳場が今夏、開かないと判断したという新聞報道があった。ロクハ公園のプールについて、例年過密状態が見受けられるので、開館した場合、3密の状況が懸念される。スポーツ庁からの通知でも、施設管理者の遊園プール等で密な状態、いわゆるイモ洗い状態にならないようにとの通知があった。担当課で近隣施設の情報収集をして、対応を検討しているところである。夏休み短縮の影響も不透明であるが、他府県からの利用も多い状況である。

**【市長】**

閉館するか利用制限をするかである。

**【建設部長】**

利用料金制なので、指定管理者への補償の問題がある。

**【市長】**

指定管理者の準備行為を考慮したタイムリミットを確認してほしい。別途協議をしたい。

**【議会事務局長】**

開館についての議員各位の通知について、無条件に開館するのではなく利用条件を付したものであることが分かるような文面としてほしい。

**【市長】**

利用制限や対策を徹底することを明記して提供するように。マスコミにも情報提供をするように。

**【危機管理監】**

今後は、6月1日以降はキャンセル料の返還は行わないが、ガイドラインに基づいて、利用の制限をした場合に、キャンセルを申し出があった場合に、特定の理由については、6月半ばまでの各施設が定めた申出期間内であれば、全額返金を継続するものとする。

**【市長】**

今後、第2波が十分想定されるので、備えていくように。

○閉会

以上